

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業許可の更新の申請時期について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」（平成12年1月6日付け公示）に規定する事業許可の更新の申請時期に関して、下記のとおり定めたので公示する。

平成29年3月7日

関東運輸局長 持永秀毅

記

有効期間の満了の日	申請時期
4月1日から6月30日まで	同年2月中
7月1日から9月30日まで	同年5月中
10月1日から12月31日まで	同年8月中
1月1日から3月31日まで	前年11月中

附 則

この公示は、平成29年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請から適用する。

なお、有効期間の満了の日が平成29年4月1日から6月30日までの事業者は、平成29年4月中に申請するものとする。ただし、有効期間の満了の日が平成29年4月1日から同4月30日までの事業者は、有効期間の満了の日までに申請すること。